

表2-1 リスクアセスメントの実施体制（例）

手 順 推進体制	危険性又は 有害性の特定	リスクの 見積り	優先度の 設定	リスク低減 措置の検討
社長（事業者）	△	△	△	○
安全衛生部門の長 （リスクアセスメント責任者）	△	○	◎	◎
現場の責任者 （リスクアセスメント推進者）	◎	◎	○	◎
作 業 者	◎ ※	◎ ※	△ ※	◎ ※ （意見の反映）

注) ◎:必ず関わる ○:必要に応じて関わる △:特別な事情がある場合に関わる

※ ステップ2の「継続中の作業現場でリスクに変化が生じるとき」には、参加する。

（3）リスクアセスメントの実施手順書の作成

現場でリスクアセスメントが正しく実施できるように、危険性又は有害性の特定からリスクアセスメントの見直しまでの実施手順書（マニュアル）を作成します。作業現場に即した使いやすい実施手順書を作成する必要があります。本章の「**ステップ4** 危険性又は有害性の特定」から「**ステップ7** リスクアセスメント実施状況の記録と見直し」までの手順に即して、実施手順書を作成することをお勧めします。実施手順書は平易な文章で作成し、職場で容易に実施できるように配慮するとともに、できれば実施順序を箇条書きにします。

→ 第3章 3参照

（4）リスクアセスメントの試行による見直し

リスクアセスメントの導入に当たり、（3）で作成した実施手順書に基づきできる限りトライアル（試行）を実施することをお勧めします。トライアルには、次のような効果があります。

- ① リスクアセスメントの導入前に実施手順の問題点を把握し、改善することができる
- ② トライアルを実施することで、トライアルに係わる関係者の実地訓練の場となる

→ 第3章 1, 3参照

（5）関係者へのリスクアセスメント教育の実施

リスクアセスメントを実施する際には、リスクアセスメント責任者などはリスクアセスメントを十分に理解し、習熟している必要があります。また、その他の関係者もリスクアセスメントを実施する前に、基本的な知識や意義を正しく理解しておく必要があります。

→ 第3章 4参照